

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	コメント2
Author(s)	森川, 裕貴
Citation	拓蹊, 3 : 11 - 17
Issue Date	2020-05-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049173
Right	
Relation	



コメント2 森川裕貫

森川裕貫（関西学院大学 以下、森川）

関西学院大学の森川と申します。

レジュメは4枚4頁ということになっているのですが、最初の1頁2頁目というのは、本書の議論の簡単な要約で、これは別に紹介する必要のないものなので、適宜ご参照ください。

最初にお断りを申し上げておくと、先ほど金子先生もおっしゃられていましたが、8月の頭の東洋文庫での書評会にも伺いたかったところです。しかし大学で用事があったため伺えませんでした。もしかすると、今日私が申し上げることは、そこでの議論と重なる部分があるかもしれませんが、その場合はご容赦ください。

1頁目と2頁目については特に申し上げません。ただ最初の序論部分は今の奈良先生の話と重なりますし、私の後の話とも重なりますので、改めての確認ということで、少しだけ申し上げます。

本書では議会専制ということが打ち出されています。主として日本語や中国語の先行研究を踏まえつつ、中華民国初年から人民代表大会制、人民共和国のそれに至る議会専制の系譜が、本書では丁寧に探究されているということです。

その議会専制の背景として、議会によって表出される権力に正統性を付与する民意の志向性というものがあり、それが伝統的な天命観というものとも結びついて意識されているところが、一つの大きな観点としてあるという指摘がなされています。

そして、本書自体の一つの分析視角として、先ほど金子先生が詳しくお話しされた通りなのですが、議会権力をめぐる国会と政府との関係、別の言い方をすると、立法権と行政権との均衡と相互の抑制というところを見ていく、そして民主主義的要請、民意の政治への反映を重視するという側面と、自由主義的要請、権力の分立と抑制を重視するという側面が打ち出されています。

また、そのことと少し関連しますが、三権分立の視点も意識されています。ただ司法権というものについては、必ずしも中心的課題ではなく、基本は立法権と行政権の関係に着目して話が進められています。1章から9章まで、非常に明快な枠組みと論証がされていて、大変勉強になったところが多いわけです。

3頁をご覧いただきたいのですが、本書の意義をまとめてみました。本書にも書かれているのですが、戦後の日本の中国近代史の研究では、一時期まで内政や革命の混乱というものがもっぱら注目されていました。近年はそうではないし、たとえばそのことは金子先生の一連の研究を見れば明らかかなことではあります。

ただ学術書のレベルではなく、一般に中国の近現代とはこういうものだよねという理解においては、今でもかなりの程度、中国の混乱に着目がなされがちではないかと思います。少なくともある時点までは、この側面に非常に注目が集まっていたわけです。

他方で、色々混乱はあったとはいえ、中国がかなり真面目にというか、立憲政治を追求していたという事実は、どうしても等閑視される傾向がありました。しかし、その真面目な真剣な取り組みというの、きちんと見ていかなければいけないでしょうということを、本書はかなり明確に打ち出したということが言えると思います。

本書の中でも少し書かれていたことですが、かつての日本の研究者、戦前の日本の研究者の一部は、中国で立憲政治をめぐる盛んな議論がされているということに、非常に気をつけていました。しかし、そういったかつての日本の研究者の視点というものが、どうしてもある時期以降、弱くなっていった。本書はこの視点を再び取り戻す、さらにはそこに大きな注目を集めるようにするという点でも、非常に大きな意義があると思います。

そして金子先生もおっしゃっていましたが、国会というものは存在していたのだが、きちんと機能していないという理解というのは、もしかしたらかなりの程度共有されているのかもしれないのだけれど、実態はそうでないということも本書では非常に説得的に示されていると思います。

本書の中では、日本の研究はもちろん、近年の中国における研究が丁寧にフォローされています。それによると、幾つかの研究が国会史研究というものかなり深めたのだけれども、ただその検討の対象となる時期に偏りがあるという問題があったということが指摘されていており、これはその通りだと思います。

これは本書の議論とは必ずしも関わらないかもしれませんが、どうなっていくかよくわからない部分もあるのだけれども、本書でも挙げられているような国会史に関する優れた研究は色々出ている、ただそうした研究に見られる偏りが修正されていって、どんどんよい方向に深まっていくのかというと、おそらくそうはならないという気がちょっとしています。

それは民国時期、あるいはそれ以降もそうですが、その時期の政治過程や政治史を整理してきちんと探求するというのに、研究者とりわけ若手の研究者が踏み込まない、あるいは踏み込めないという状況があります。色々耳にするところでは、トップレベルの判断をするような人達は実はそれほど気にしていないようですが、その下のレベルあるいは実際の現場でこの種の研究をすると色々問題があるのではという自主規制が働くことがあるようです。

そういう状況からすると、こういった方面の研究が深まっていくということに、しばらくの間、期待が持てないのかという気がしています。そういう点からしても、本書が出たことは非常に重要だと思います。

なお、台湾では以上の懸念は見られないところですが、国会の動きを具体的な政治過程の分析を通して検討するという関心は、必ずしも強くはなさそうです。

それから、先ほど言ったこととすでに関わることであり、また金子先生もおっしゃっていた通りで、中国では国会そのものがひっくり返ってしまうために、国会で何か真面目な議論がされて、実際の政治の動きに大きな影響を及ぼすということは皆無ではないにせよ、ほとんどなかったのだろうと考えられがちです。しかし、時期によっては、国会が及ぼした影響をかなりきちんと追いかけられるということを説得的に示されていて、その中で、本書が目指す議会専制というものの諸相も、明確に示されていると思います。

以下は若干のコメントです。本書を読んでこういった問題も考えていくことができるのではない、あるいは考える必要があるのではないかなどを幾つか示しております。

ひとつ目は、議会専制という言葉です。金子先生の本の冒頭に、いわゆる民国時期のことだと理解してよいのだと思うのだけれど、議会専制とかあるいはそれに類する言葉というものが、非常に見られるのだと書かれています。

私もそのことに共感するのですが、具体的にこれはいつぐらいから出てきた概念なのか気になりまして少しだけ調べてみました。そうすると、それはすでに清末には見られたものだとわかります。レジュメにあげているのは梁啓超の事例です。梁啓超は『新民叢報』に「開明専制論」という非常に有名な文章を載せているのですが、「開明専制論 第8章」に議会専制というそのものずばりの言葉が使われています。

「開明専制論」というのは、理解が非常に難しい文章です。何故かといいますと、複数回にわたる掲載の過程で、梁啓超が当初の構想を変えたりして章立てが変わること、またこの文章が汪精衛との間の論争と非常に関係があるということ、さらに複雑なのは、これは曾田三郎先生の著書の中でも言及されていたと記憶していますが、日本の穂積八束の議論にかなり影響を受けているということのためです。「開明専制論」はこうした複雑さをもつため、梁啓超が議会専制というものをどう考えていたのか詳しく検討するのは、かなり難しいところだと思います。

ひとまず非常に簡単に言うと、梁啓超という人は、中国に議会を持ち込みそれがどうかたちで動くのかを考えてみると、なかなか難しいのではという見通しを持っていました。その難しさを、彼は議会専制という言葉で表明していたと考えられます。

梁啓超の事例が示すように、本書で明確に打ち出された議会専制という概念というものは清末まで遡ることができますので、本書の議論を手掛かりにしつつ、議会に対する議論がすでに盛んに行われていた清末の状況を改めて見る必要があることは強く感じさせられたところです。

それから後述することと重なるのですが、奈良先生もおっしゃっていた天命という言葉と結びついて語られる民意という概念も、やはり清末の議論の中でかなり出てくることなのだろうだと思います。本書の議論は、清末の議論を考える一つの非常に大きな手掛かりの一つになるのだろうと思った次第です。これは、本書の議論から触発されて考えたこととして挙げておきます。

2点目ですが、たとえば本書11頁には宮澤俊義と田中二郎の業績が、それから別のところでは銭端升の業績が挙げられていました。この二つの系統ともに、同時代史的分析として非常に興味深いものだと思います。

こうした同時代史的分析の成果が、非常に有効なかたちで本書の議論に取り入れられているということ、私も読んでいて大変勉強になりました。そして思ったのは、こういう人たちの分析は、本書の先行者という風にも言えるのかなということ。もちろん完全に一致しているわけではないにせよ、議会専制というかたちで民国の政治制度や政治史を分析すること自体は、同時代的にはかなりあったのではないかという風に、宮澤・田中、銭端升の話を見ていて考えさせられたところです。そういった同時代的な声というものを拾い上げていく作業も、なされてもよいのではないかと思いました。

つまり本書は、これは意図的ということでしょうが、かなり具体的に政治過程に注目するという手法が取られる一方、当時の知識人たちの声への着目は、取り入れられてはいるのだけれども、必ずしも中心的ではないと思ったわけです。

それはそれでよいのですが、知識人の声を本書の議論を手掛かりに見ていくと、さらに色々なものが見えてきて面白いのではないかなと考えさせられました。

一つだけ例をあげると、張仏泉という人がいます。この人は燕京大学から渡米し、ジョージ・ホプキンス大学で勉強し、帰国して北京大学、西南連合大学、燕京大学等で教授を務めた人です。単に学問的な世界にばかり閉じこもるばかりでなく、『国聞週報』、『独立評論』という民国時期の有名な雑誌に色々な文章を発表しています。最終的には台湾に行き、台湾の『自由中国』という有名な雑誌にも多くの文章を寄せていました。

この人の文章の中に、「民元以来我国在政制上の伝統錯誤」（『国聞週報』第10巻第44期（1933年11月6日））という文章があります。この文章に限ったことではありませんが、この人の文章を読んでいますと、本書の分析と共鳴する部分があり面白いと思ったわけです。

この人が比喩をされていて、そこでは三蔵法師と孫悟空が取り上げられています。三蔵法師は立法で、孫悟空は行政というわけなのです。緊箍児という孫悟空の頭につける金の輪があります。三蔵法師は緊箍児によって孫悟空の動きを統制するわけです。しかし、経典を得るためにあちこち動き回って苦勞するのは孫悟空という話です。つまり、張仏泉が何を言いたいかというと、行政に責任が生じるのは立法による監督がなされるからこそということです。彼の見るところ、民国元年以来の中国の問題は三蔵法師が強く統制をしすぎたことにありました。つまり、緊箍児を強く締めすぎたことによって、いつも問題が発生してきたのだと言っているのです。

張仏泉に限らず、本書の中で取り上げられているような人たちの共通認識としても、三蔵法師が強すぎるのが問題なのではということが相当程度共有されてきたのかなと思った次第です。もちろん、三蔵法師が監督すること自体は重要だとも考えられてはいるのですが。

また本書には王寵惠、雷震、張君勳といった人々が出てきて、それぞれ微妙に立場は異なりますが、こういう人たちがかなり頑張っている様子が見て取れます。自由主義的側面から民国の制度を組み立てるといふ方向に彼らが尽力したのだとすれば、彼らおよびその周辺に、如上の共通意識が存在していたといふことがあるのかもしれないと思いました。

以上の点はもう少し調べてみないと何とも言えないところではありますが、こういうことも考えていくことができるのではと思いました。

3点目は今までの話とは少し違うのですが、本書は冒頭で三権分立、特に立法権と行政権の関係に関する議論といふものについて注目していくのだと述べており、三権分立といふ言葉はかなり使用しています。

それ自体はよくわかる点なのですけれども、少し注意してもよいかもしれないと思う点もあります。それは、民国時期の三権分立とかあるいは三権鼎立といふ言い方と本書のいふ三権分立の使われ方との間に、実は少しずれがあるかもしれないといふことです。

孫文とか孫文を支持する人たちは、もちろん三権分立は駄目だといふわけです。五権憲法こそが三権分立の問題点を克服した優れたものなのであると、一生懸命にいふわけです。ただし、本書でいふところの自由主義的な立場にある人々、権力の均衡や分立を考える立場からであっても、三権分立といふ言葉自体には必ずしも肯定的に言及しないのではないかと思います。

確かに、張君勳といふ人は、三権分立といふことについて肯定的に言及しています。ただし、たとえば先ほどの張仏泉はまさにそうなのですけれども、三権分立はちょっと駄目だといふ言い方はしばしば見られます。

つまり、立法権と行政権を分立させると駄目なのだといふ考え方が、もう一方ではかなり強いと思うわけです。あるいは、たとえ三権分立を説く場合であっても、完全な分立では絶対に駄目なのであるといふ言い方もなされている。民国時期の議論では、立法権と行政権との間できちんとした関係を築くことが重要であるといふことは盛んに言われるのだが、それは三権分立といふ整理はすでに問題であるとの前提に立った上で、立法権と行政権の関係をどのように組み立てるかといふかたちで進むこともあるように考えられます。

ウォルター・バジヨットといふ人がいまして、この人はイギリスの人ですけれども、*The English Constitution*、日本語訳だと『イギリス憲政論』でしょうか、その著作の中では、イギリスの国制を分析しているわけですが、三権分立ではないからうまくいっている、といふ話をしています。

つまり、行政と立法といふものが密接に結びつくといふそういう仕組みが、イギリスの政治を安定させているといふ、そういう議論をしているわけです。議会の第一党が、内閣を組織することによって、内閣と議会との結びつきは極めて緊密なものになると。

それはたとえば、アメリカにおけるような制度の在り方とは大きく異なっていて、アメリカのそれが、場合によってはその行政と立法の間で、厳しい緊張関係が生じて政治が停滞す

るといふことで比較すると、イギリスではそのようなことは起こらないといふことを言っているわけです。

ただしバジヨットは、それはイギリスでしか上手くいかないとも言っています。しかし、中国ではその部分は割と無視されて、中国もこの方向で上手くいくという議論が、一方ではかなりあったと言えるかと思ひます。こうしたバジヨットを参照した観点は、三権分立とも違ひ、議会専制とも違ひといふように思ひます。

次に4点目です。先ほどの奈良先生のお話とも関係する部分かなと思ひますが、議会といふものはある種民意が至高性を持っている、それが天とも関わってくることなので、議会が力強い正統性を帯びるといふことは、なるほどと思ひます。ただ本書に十分意識されているところではありませんが、にもかかわらず議会は民意を代表できていないといふ疑念・批判といふものが、常につきまとうといふ問題があるのも、この時代の一つの特徴なのだろうと思ひます。

であるので、議会といふものを經由することなく民意を表出する方法が模索されるといふことも一方ではあり、それは本書の中でも出てくる孫文の直接民権の話が、まさにそれに当たるといふことなのだろうと思ひます。

孫文の主張は、本書が詳しく分析した通りで、孫文自身も一種混乱してきちんと整理できていない、整理できていないので、彼が亡くなった後にたとえば国民大会と立法院の位置付けをめぐって、それをどう解釈したらいいかについて多くの人を困らせたものです。

しかし、孫文の当初の出発点は、直接民権といふものこそが根本的に民意を表出するといふことにあり、これは多くの人にとって、なるほどそうかといふことになったんだらうと思ひます。これは世界的にもそうであつて、たとえばアメリカだと、19世紀末だつたと思ひますが、ニューヨークの市議会が非常に腐敗しているといふ、そういう問題が指摘されています。

イギリスでは通常の議会政治、バジヨットが取り上げた議会はすでにそれだけでは駄目で、たとえば職業団体、ギルド社会主義などに結びついていくようなかたちで、既存の議会だけではなく、新しい代表機関を設けていく必要との議論が出てくるし、フランスではもうちょっと過激にサンディカリズムのようなものがかなり現実味を帯びてくる。ドイツではワイマールの体制下で議会だけではなく、レファレンダムを導入するといふことがなされていって、世界的に議会制度への不信がかなり高まっているといふ状況があつたかと思ひます。

そうしますと、この議会専制といふことが、一方では確かに非常に強く存在している側面もあるのだけれども、他方では専制が可能であるはずの議会そのものが、かなり揺らいでいるような気もするわけなのです。このことを、どう考えたらよいかないふことを、本書を読んでいて思つたところなのです。本書でも、たとえば4章の馮少山の話の部分には、そういう問題意識が感じられるところなのです。

私からは以上になります。

丸田

ありがとうございました。森川先生のレジメに対して、何かご質問があればお願いします。

水羽信男（広島大学大学院 以下、水羽）

広島大学総合科学研究科の水羽です。バジヨットの議論が中国で受け入れられたのは、時期的に言えば、1930年代という理解でよろしいでしょうか。

森川

時期的にはやはり1912年だと思います。30年代になると、私もきちんと調べてはいないのですが、バジヨットの話とは違うことになってくるのだと思います。ただ12年に憲法に関する話が、盛んに行われている中で、何人かがバジヨットの議論を活用していたと考えられます。

水羽

となると、この時期だと日本経由と考えてよろしいでしょうか。それとも直接イギリスから導入されたのでしょうか

森川

私の博士論文で取り上げた章士釗によると、直接イギリスのものを読んでいたようです。

水羽

ありがとうございました。

全体討論

丸田

それでは休憩時間が過ぎましたので、引き続き今のお二人の報告を受けて金子先生の方から20分程度で応答をいただきまして、それからの全体の議論というふうに進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

金子

丁寧なコメント、ありがとうございました。お二人のご質問が重なっているところもあるので、そのあたりは適宜組み合わせながらお答えしたいと思います。

まず奈良先生のご議論ですが、日本史では幕末から明治初年にかけての時期は、むしろ議会論の方が盛んで行政というか内閣に関する発想が弱いというご指摘は、民国期と重なる